

太閤検地における村位別石盛り制の研究（五）

佐藤満洋

目次

まえがき

一 豊後国における文禄検地

A 新制度による南部四郡の検地

B 北部四郡の村位別石盛り

二 全国的に見た村位別石盛り制

A 島津領における村位別石盛り（以上五八号）

B 織内における村位別石盛り（以上五九号）

1 摂津の検地

2 河内の検地

3 和泉の検地

4 大和の検地

C 伊勢国における村位別石盛り

（以上五九号）

あとがき

（以上本号）

D 近江国における村位別石盛り

E 越前国における村位別石盛り

F 太閤蔵入地における村位別石盛り

三 村位別石盛り制の起源

四 石盛り原則について

A 村位別石盛りのし方

B 村の立地条件と村位

（以上六一号）

C 石盛り原則

五 太閤検地以降の村位と石盛り（以上六二号）

六 村位別石盛り制の意義

(2) 次に河内国の場合について検討してみよう。河内では、文禄三年(一五九四)の検地帳が知られている村について、それ以降の検地帳等の史料を知りえず史料的制約が多く、それをもつてそのまま石盛りの比較をすることには問題がある。しかし一応第V-18表に知りえたものまとめたので検討を進めてみよう。

慶長九年(一六〇四)の片桐市正による検地史料として若江郡御厨村と同新田があげられるが、石盛りはわずかながら違いが認められる。それでこの石盛りの違いから文禄検地の村位別石盛りの制度を継承しているものごとく考えられるのである。さらに同一二年(一六〇七)の片桐市正による検地では、同郡北小坂村と宝持村⁽²⁴⁾の石盛りを知ることができ、その翌一二年(一六〇八)の丹南郡岩内村⁽²⁵⁾の石盛りも知ることができる。前者二ヵ村の石盛りは部分的な違いはあるがほぼ同一村位とみるとことができそうである。しかし後者になると石盛りは大幅に低くなっている。検地帳の成立年が一年違うとはいえ、慶長一二年(一六〇七)に北小坂・宝持両村並みの石盛りであったものが一年後にこのように低い石盛りに急変したとは考えられない。それでこれはやはり村位の高低による石盛りの違いとみるべきであろう。

慶長一七年(一六一二)の検地⁽²⁶⁾になるとあるいど村敷がまとまって見られ、石盛り別に村々を分けると二つの石盛りグループに分けることができる。すなわち、波川・若江両郡内六ヵ村の上々田一一石六斗、上田一一石五斗、中田一一石四斗、下田一一石一斗(下々田省略)と、同じく同郡内四ヵ村の上々田一一石五斗、上田一一石四斗、中田一一石三斗、下田一一石一斗(下々田省略)の二通りの石盛り群である。(畠方は省略)。

このうち波川郡竹渕村については文禄三年(一五九四)の検地史料があるが(第II-7表参照)、石盛りを比較して見ると後者の方がはるかに高く石盛りされている。後者の石盛りは文禄検地時の河内国第一村位・第二村位の石盛りに引きあげられている。これはひとり竹渕村だけの理由ではなく、天下人としての秀吉時代と違って、関ヶ原役後一転して一大名に転落した豊臣氏が、徳川政権への対抗上の施策という特殊な事情から石盛りが増額されたものであるとみられている。

(第V-8表) 河内国年次別石盛り比較

年号	郡 村 名	田 方					烟 方					屋敷
		上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	下々	
慶長9	若江郡 御駒村 新田	石斗 1.55 1.4	石斗 1.3 1.2	石斗 1.0	石斗	石斗 1.4 1.2	石斗 1.2 1.0	石斗 1.2 1.0	石斗 1.0 .8	石斗 1.0 .8	石斗 1.4	石斗 1.4
慶長12	若江郡 北小坂村 宝持村	1.5	1.4	1.3			1.5	1.4	1.1			1.5
13	丹南郡 岩内村	1.0	.8	.7			.8	.6	.5			.8
慶長17	渋川郡 荒川村	1.6	1.5	1.4	1.2	短1.1	1.5	1.4	1.3	1.2	荒.9	1.5 (1.4)
	〃 衣摺村	1.6	1.5	1.4	1.2		1.5	1.4	1.3			1.5
	〃 植松村	1.6	1.5	1.4	1.2		1.5	1.4	1.3	1.1	荒.8	1.5
	若江郡 小若江村	1.5	1.4			荒開	1.5	1.4	1.3	1.0	新.9	1.5
	〃 本庄村	1.5	1.4	1.5	1.0		1.5	1.4	1.3			1.5
	〃 西郷村	1.5	1.4	1.3			1.5	1.4	1.3			1.5
延宝7	渋川郡 東足代村	1.5	1.4	1.3	1.1		1.5	1.4	1.2			1.5
	〃 亀井村	1.5	1.4	1.3	1.1		1.5	1.4	1.3	1.1		1.5
	△ 〃 竹渕村	1.5	1.4	1.3		田畠1.0	1.5	1.4	1.3	.9		1.5
	若江郡 西提村	1.4	1.2	1.0	1.0		1.5	1.3	1.1	.7	1.5	
延宝6	若江郡 西郷村	1.6	1.5	1.3			1.5	1.3	1.1			1.5
	〃 東郷村	1.6	1.5	1.3			1.5	1.3	1.1			1.5
	○渋川郡 荒川村	1.6	1.5	1.4	1.2	L1	1.5	1.4	1.3	1.2	.9	1.5
	○ 〃 衣摺村	1.6	1.5	1.4	1.3		1.5	1.4	1.3			1.5
	〃 大蓮村	1.6	1.5	1.4			1.5	1.4	1.3	1.1	.8	1.5
	○ 〃 植松村	1.6	1.5	1.4	1.2	1.0	1.5	1.4	1.3	1.1	.8	1.5
	〃 渋川村	1.6	1.5	1.4	1.2		1.5	1.4	1.3	1.1	.9	1.5
	若江郡 稲田村	1.5		1.2	.9		1.5	1.3	1.2		.9	1.5
	〃 高井田村	1.55	1.4	1.3			1.5	1.4	1.2	.3		1.5
	○ 渋川郡 東足代村	1.55	1.45	1.35	1.15	新田1.15	1.5	1.4	1.2	.3		1.5
延宝7	○ 〃 亀井村	1.5	1.4	1.3			1.5	1.4	1.3	1.1	.9	1.5

註 △印=文禄3年の石盛りがわかる村(第II-7表参照)

◎印=慶長17年の石盛りがわかる村

新=新高入

とはいえ竹渕村について細部にわたって見ると、文禄三年（一五九四）の段階では上々田・下田までの四段階であったが、慶長一七年（一六一二）の段階では下田がなくなっている。これはおそらく中田へ格上げされたものと見てよいであろう。田位格上の理由はここでは問わないことにするが石盛りの増額を見るとただ闇雲な増額に終始したのではなく、文禄検地における村位別石盛りの制度に従つた一応秩序ある増額であることを知ることができる。ただ史料的制約のため村位が幾段階に分かれていたかは詳らかにしえないが、この点は後日を期したい。

延宝六・七年（一六七八・九）になると同地方は本田兵部少輔、万年長十郎等によつて、いわゆる延宝検地⁽²⁾が行なわれている。そしてこの検地でも村位別石盛りの制度が継承されていることを知ることができるのである。

すなわち、若江郡西郷村と東郷村の上田一一石六斗、中田一一石五斗、下田一一石三斗がその一で（畑方は省略）、これに続く石盛りの村として茨川郡荒川村以下七ヶ村の上々田一一石六斗、上田一一石五斗、中田一一石四斗、下田一一石二斗の石盛りグループである（部分的な石盛り違いはあるが）。さらに茨川郡東足代村は、上々田一一石五斗五升、上田一一石四斗五升、中田一一石三斗五升、下田一一石一斗五升でこれに続く村位と考えられる。またこれに続く村位の石盛りと思われるものに茨川郡龜井村の上々田一一石五斗、上田一一石四斗、中田一一石三斗、（下田なし）がみられる。

右の石盛りから延宝検地は、村位別石盛りの制度を継承しているものであることを知ることができる。

ところで慶長一七年（一六一二）の検地と延宝六・七年（一六七八・九）の検地による石盛りを知りうる村が六ヶ村あるが、兩検地の石盛りを比較してみると第V-9表のごとくなる。

すなわち、慶長一七年（一六一二）には同じ村位と考えられる西郷村以下四ヶ村は、延宝検地では西郷村の石盛りだけが引きあげられて高村位になつてゐる。また東足代村と龜井村は慶長一七年（一六一二）には同じ石盛りであつたものが、延宝検地では東足代村は各田位とも五升あて引きあげられここも二村位に分けられている。

そこで東足代村について石高・反別を比較してみると次の通りである。慶長一七年（一六一二）の検地結果は高五八四石三

慶長 17 年 石盛り比較
(第V-9表) 延宝 6・7年

村名	田位	慶長 17 年					延宝 6・7 年				
		田方					田方				
		上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	下々
西郷村		石斗 1.5	石斗 1.4	石斗 1.4	石斗 1.3	石斗 1.3	石斗 1.6	石斗 1.6	石斗 1.5	石斗 1.3	石斗 1.3
荒川村		1.6	1.5	1.4	1.2	荒 1.1	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1
衣摺村		1.6	1.5	1.4	1.2		1.6	1.5	1.4	1.3	
松原村		1.6	1.5	1.4	1.2		1.6	1.5	1.4	1.2	1.0
東足代村		1.5	1.4	1.3	1.1		1.55	1.45	1.35	1.15	1.15
亀井村		1.5	1.4	1.3	1.1		1.5	1.4	1.3		

斗九升九合、反別三九町七反一畝二歩であるが、延宝検地では高は一六石余、反別は一町四反余歩減少している。前者の村高が高いのは寺社の境内や土井まで高入れしていたためといわれるが、両検地の平均反当高はともに約一石四斗七升であるので、後者はあたかも寺社の境内等を除いた分を各田位の五升増額によって、単位面積も寺社の境内等を除いたものごとく思えなくはない。

当りの取奪強化をはかつたものごとく思えなくはない。
しかし慶長一七年(一六一二)の検地で寺社の境内等まで竿入されたのはひとり東足代村だけではないであろう。とするならば同村だけが石高の辻つまを合せるために石盛りを高くされたと考えるのも不自然である。それで東足代村の石盛り増額は同村の土地生産性の向上と解すべきかも知れない。これは西郷村の石盛り増額の場合にもあてはまると言えるべきだろう。

右のごとく、河内國にあっても時代の推移とともになって石盛り高は変化しているといえ、これは無秩序な石盛り増額ではなく太閤検地の村位別石盛りの制度およびその精神が江戸期にも継承され、しかも土地生産性の高まつた村にはそれ相応の石盛りの増額を行なうなどして、村高決定の基本にされていることを知ることができる

(3) 次に和泉国における慶長期以降の村位別石盛りについて見ることにする。先に泉州横山谷一五ヶ村の文禄検地は村位別石盛りの例外的な石盛りであることを述べたが、同地は関ヶ原の戦後、豊臣氏の所領と、堺周辺のことく徳川氏の直轄領とに分けられている。

ところで豊臣氏は慶長一六年（一六一一）に和泉の検地を行なっている。上述の横山谷一五ヶ村のうち北田村と北田村中村の石盛りを知りうるので、その石盛りを見ると上々田の新設と下畠の石盛り増がみられる点を除けば、その他は文禄検地における変則的な石盛りがそのまま継承されている。この石盛りを文禄四年（一五九五）の基準石盛りと同額の式下和唐院村の石盛り^③と対比してみると、下田と中畠を除けばすべて北田村と北田村中村の方が石盛りが低く、村位別石盛りの制度を継承し石盛りをしていることを知ることができる。

豊臣氏の滅亡後は和泉は徳川氏の直轄領、すなわち天領となり、その後何回か検地が行なわれているので年次別の石盛りをみるとことにしておこう。

大島郡堺廻り中筋村では元和元年（一六一五）に検地が行なわれているが、さすがに商業都市の近郷らしく第V-II表上段にみるとごく極めて高い石盛りになつていている。しかしこの石盛りは文禄四年（一五九五）の検地時の石盛りと同額らしく、ここにも村位別石盛り制が継承されているのを見ることができる。

そして延宝七年（一六七九）の検地では同中筋村はさらに石盛りが高くなつていて、その理由は灌漑用水施設の進歩による生産力の上昇^④によるものとみられている。しかし中筋村だけが高くなつたのではなく、これにつぐ高い石盛りの村もみられるのでこれは全体的な傾向とみることができる。

すなわち泉郡池田下村^⑤がこれに続き、さらに下村位に同郡王子村^⑥、寺田村^⑦、若堅村^⑧、大島郡金口村、赤畠村、高田村、八上郡豆塚村^⑨などがあり、これらより低村位と考えられる石盛りの村に八上郡長曾根村がある。これだけでも五段階の村位になる

(第V-10表) 文禄・慶長石盛り比較

年号	田 方				畠 方			屋敷	郡村名
	上々	上	中	下	上々	中	下		
文禄 4	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	1.2	式下郡唐院村
〃 3		1.5	1.3	1.1	1.2	1.0	.7	1.1	泉郡横山谷15ヶ村
慶長 16	1.35	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	.9	1.1	同郡北田村・北田中村

(第V-11表) 元和・延宝石盛り比較

年号	田 方				畠 方				屋敷	郡村名
	上々	上	中	下	下々	上々	中	下		
元和 1	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	大島郡堺廻中筋村
	2.2	2.0	1.776	1.603	1.484	2.2	2.0	1.703	1.6	1.405
延宝 7	2.2	2.1	1.9	1.7	1.5	2.2	2.0	1.8	1.6	1.4
	1.8	1.7	1.55	1.4	1.2	1.5	1.4	1.35	1.15	.9
	1.65	1.55	1.45	1.3	1.1		1.3	1.2	1.0	.8
	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1		1.3	1.2	1.0	.8
	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1		1.3	1.2	.9	.7
	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1		1.3	1.2	.9	.6
	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1		1.3	1.1	.9	.7
		1.5	1.2	1.1	1.025		1.2	1.05	1.0	.9
		1.5			1.1		1.3			
	1.5				.9	1.2			.6	八上郡長曾根村

泉郡寺田村の場合も第V-11表に示したとく、延宝七年(一六七九)の石盛りが寛政二年(一七九〇)の史料にもそのまま継承されているが、これは右の考えを裏づけるものであろう。

あるとは思われないが、一応、村位別石盛りの制度およびその精神が継承されていることは知ることができよう。では江戸中期から末期にかけての石盛りはどうなつているだろうか。幸いに泉郡若堅村の石盛りを知り得るのを表示して見よう。寛政四年(一七九二)の上々田は史料の書き間違いであろうか、上々田と書かれていないが、一応カッコを付して記した。また同年の下々田と下々畠は起田畠と古田畠の関係かと考えられ、石盛りが複数になっているが、右の二点を除けば延宝七年(一六七九)から慶応四年(一八六八)まで(おそらく近世を通じてと思われるが)、同じ石盛りが行なわれている。もちろん途中での起田畠の新石盛りはそのまま継承されている。これは村位別石盛りの制度が土地支配の基本であったことを物語るものであろう。

(第V-12表) 若堅村年次別石盛り

年号	田方				畠方				屋敷数	史料名
	上々	上	中	下	下々	上	中	下		
延宝7	石・斗 1.6	石・斗 1.5	石・斗 1.4	石・斗 1.3	石・斗 1.1	石・斗 1.3	石・斗 1.2	石・斗 .9	石・斗 .6	石・斗 1.3
寛政4	(1.6)	1.5	1.4	1.3	1.25 1.1	1.3	1.2	.9	1.0 .7 .6	1.3
慶応4	1.6	1.5	1.4	1.3	1.25 1.1	1.3	1.2	.9	1.0 .7 .6	1.3

(第V-13表) 寺田村年次別石盛り

年号	田方				畠方				屋敷数	史料名
	上々	上	中	下	下々	上	中	下		
延宝7	石・斗 1.6	石・斗 1.5	石・斗 1.4	石・斗 1.3	石・斗 1.1	石・斗 1.3	石・斗 1.2	石・斗 1.0	石・斗 .8	石・斗 1.3
寛政2	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1	1.3	1.2	1.0	.8	1.3

(4) 以上、豊後、河内、和泉の江戸期における村位別石盛りが、文禄検地の村位別石盛りの制度およびその精神を継承したものであることを見てきたが、このほかに村位別石盛り制が継承されている地域を若干列記すると次の通りである。

美作国では「宇喜多秀家は文禄三・四年(一五九四・五)に財政を補強するため、秀吉の太閤検地方式にのつとつて全領の検地を强行し、約二十万石を新たに打ち出した」といわれている。この太閱検地方式の内容は詳らかでないが、慶長九年(一六〇四)に森忠政が領内の村々を上・中・下の三等級に分け⁽⁴⁵⁾て村位別石盛りを行ない、村位は上之村、中之村、下之村と称し、第V-14表に示すごとき石盛りを行なっている。

このことから考えて上述の太閱検地方式とは村位別石盛り制を指しているもののごとく思われる。それでここでも村位別石盛りの制度やその精神を継承していることを知ることができる。

参考までにこの石盛りを畿内地方の文禄検地の石盛りと比べてみると、この方が大幅に高い石盛りであることが注目される。美作での太閱検地における石盛りがどのようなものであったかは詳らかにしえないが、一般に太閱検地以降の検地の方が高く石盛されているので、美作の慶長九年(一六〇四)の石盛りが高くてもさほど驚くにはあたらないであろう。

(第V-14表) 慶長9年 美作国村位別石盛り

村 位	田 方			畑 方				ナギ畑
	上	中	下	上	中	下	下々	
上之村	石・斗 1.8	石・斗 1.6	石・斗 1.4	石・斗 1.6	石・斗 1.4	石・斗 1.2	石・斗 1.0	.8 .8
中之村	1.7	1.5	1.3	1.5	1.3	1.1	.9	.7 .7
下之村	1.6	1.4	1.2	1.4	1.2	1.0	.8	.6 .6

(三好基之氏「津山藩」「物語藩史」(5)より)

(第V-15表) 築前国村位別石盛り

村 位	田 方				備 考
	上	中	下	下々	
上々村	石・斗 2.020	石・斗 1.717	石・斗 1.414	石・斗 1.111	3斗3合下ル 1斗1合下ル
土村	1.919	1.616	1.313	1.010	" "
中村	1.818	1.515	1.212	.909	" "
下村	1.717	1.414	1.111	.808	" "
下々村	1.616	1.313	1.010	.707	" "

また筑前国での江戸期における石盛りを「筑前国統風土記」によつて見ると、同国では村位を上々の村、上の村、中の村、下の村、下々の村の五段階に分け、第V-15表に示すような石盛りをしていたことを知ることができる。同国の場合、石盛りに端数がついている。

上村田一段の高

略前

上田一石九斗二升九合

上々村上田
一斗一合下ル

中田一石六斗一升六合

上田より是も三升
(升恐斗誤)三合下ル

ト略以

村位差は右のことく、一斗一合、田位差三斗三合を石盛り原則としていることを知ることができる。この「筑前国統風土記」は貞原益軒が元禄一六年(一七〇三)に福岡藩主に差し出し、宝永六年(一七〇九)に自序をつけて刊行したものといわれていることと、全般的に石盛りが高いこと、さらに石盛りに端数があること等々

(第V-16表) 紀伊徳川氏石盛り

地域別	田 方				畑 方				屋敷	
	上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	
紀 州	石・斗 1.9	石・斗 1.8	石・斗 1.7	石・斗 1.4	石・斗 1.0	石・斗 1.8	石・斗 1.7	石・斗 1.6	石・斗 .7	石・斗 1.5
越 郡 土		1.56	1.4	1.3			1.3	1.1	.9	
勢 州		1.5	1.3	1.1			1.2	1.0	.8	1.2

から考えて、右の村位別石盛りは江戸期にはいつから福岡藩で決めたものと考えることができ
る。

このほか慶長五年(一六〇〇)の「島津氏知行充行状—新知目録」に見られる島津領薩摩田日置郡永吉村の石盛りを見ると、上田一一石六斗、中田一一石四斗、下田一一石二斗、上畠一一石二斗、中畠一一石、荒畠一八斗(下畠不許)で、これは同國の文禄検地における上の村の石盛りとまったく同額である。

この一例のみをもって慶長期における村位別石盛り制を云々することはできないが、他地方の例などから推して右の石盛りは、文禄検地における村位別石盛りが継承されたもののように思えるのである。

また鳥取藩でも村位を上々の村、上の村のごとく分類して村位別石盛りをしているし、さらに村位別石盛り制の変形としては紀州徳川氏の地域別石盛りを見ることができる。表示すれば第V-16表のこととなる。

この石盛りは同藩の紀錄書「田地換地(外)⁵²」に記されている「紀勢和州御領田畠位付」によつたものである。石盛りは膝元の紀州が最も高く、ついで和泉内、そして伊勢内の所領の順になつてゐる。これは村位別石盛りとはいえないが、元禄一〇年(一六七九)の「中畠村換地帳」の表紙に「中ノ村中畠換地奉行 丹羽金内」のごとく書いてあるのが見られ、村位別石盛り制のなごりらしく忠われるのである。この中ノ村の一例のみをもつてただちに村位別石盛り制の村位に結びつけることは慎まねばならぬが、全然無関係とも断定出来ないので後日を期したい。

以上、江戸期における各地の村位別石盛りの実態を述べてきたが、藩によつては太閤検地の村

位別石盛り制がそつくりそのまま明治初年まで継承されている例や、在地の実情に合せて石盛りを変更して石盛りに端数のあるものが出現してきたりして、村位別石盛りの内容を一段と発展させているもの、あるいは地域別に石盛りをする変形の石盛り制を採用しているものなど、石盛りのし方には種々との実情に応じた相違はあるが、太閤検地の村位別石盛り制およびその精神は江戸期の石盛り制として継承され定着していることを知りえた。

そしてこの村位別石盛り制は単なる石盛り慣習としてではなく「慶安検地条目」²⁴の第十一条に次のとく記されており、江戸幕府の政策として立派に継承されていることを知りうるのである。

○前略

一 検地之村々・上ノ郷・中ノ郷・下ノ郷見わけ、分米等之詮儀肝要之事、

(傍点は筆者)

○以降略

この一ヵ条からもわかるごとく、徳川幕府でも村位別石盛り制は土地支配の基本政策の一としているのであり、われわれが近世農村を考える場合、村ごとの村高はもちろん不可欠のものであるが、可能なかぎり村位ないしは田畠ごとの石盛りを把握すべきことを示唆しているのである。

(註)②③④竹安繁治著「近世封建制の土地構造」五八・九頁(第II-12表)

⑤「挾山町史」七五・八頁

⑥竹安氏前掲著三八頁

⑦右同四〇・六二頁。⑧右同四一・三頁(第II-2表)。⑨右同三九頁。

- (註) (3)「和泉市史」(2)三七九～三八八頁。「泉州泉州郡横山谷内北田村御検地帳」「(同)北田村中村御検地帳」。
- (32)「川西村史」一三二～四頁。「和州式ト郡内唐院村御検地帳」。
- (33)森杉夫「都市接続農村の貢租－泉州界廻り農村の場合」「耕研究」(六・七頁)。
- (34)右同五頁。(35)右同八頁(第五表)。(36)右同八頁。
- (37)「和泉市史」(2)四七一～八頁「和泉国泉郡池田下村検地帳」。
- (38)右同四七八～八一頁「和泉国泉郡王子村検地帳」。
- (39)右同四六八～七一頁「和泉国泉郡寺田村検地帳」。
- (40)右同四六二～八頁「和泉国泉郡若堅村御検地帳」。
- (41)(42)森氏前掲稿八頁(第六表)。
- (43)「和泉市史」(2)七三八～四〇頁「和泉国泉州若堅村指出明細帳」。
- (44)右同七二六～七頁「和泉国泉郡寺田村明細帳」。
- (45)谷口澄夫「村のくらし(換地)」「岡山県の歴史」三一六頁。
- (46)右同三一七頁。
- (47)三好基之「津山港」「物語藩史(5)近畿の諸藩」三七四頁。
- (48)「古事類苑」「政治部七二下編」一一六三～四頁。
- (49)「国史文献解題」二〇〇頁。
- (50)「島津家文書」一二〇八「大日本古文書」(家わけ)一六。
- (51)児玉幸多著「近世農民生活史」(新稿版)一八頁。
- (52)和歌山県立図書館所蔵史料。
- (53)「池田村史」(和歌山県)。
- (54)尻玉幸多編「近世農政史料集」(一四〇～四一頁)。

六 村位別石盛り制の意義

以上、太閤検地における村位別石盛り制の実態、および村位のきめ方、石盛りのし方等々の検討をした結果、石盛りの制度および精神が江戸期における石盛りの制度に継承されていることを知ることができたが、ではこの石盛り制の実施はいかなる意義をもつものであろうか。次にその意義について考察してみよう。

一般に検地帳等を用いて近世農村を考える場合、その多くは村々の田畠位ごとの石盛り総計を掲げ、そして村高何石のことく村を把握している。特に市町村史の場合この傾向が見られる。これは当然のことであるが、すでにあきらかにしてきたごとくこの村高は一率の石盛基準によつてきめられたのではなく、村位別石盛りの制度によつてきめられたものである以上、単に村高だけを見るのではその村の実態を正しく把握したことにはならない。

そして村位別石盛りを無視すれば村ごとの石盛りを見る場合でも、基準石盛りであるにもかかわらず低村位の石盛りと対比して、太閤検地は苛酷であったというような誤った見方をしかねないのである。かかる過ちをくり返さないためにも村位別石盛り制のもつ意義をここで考えておく必要がある。そこで豊後国直入郡城後村を素材として考えることにしよう。

城後村についてはすでに別稿で述べているので、本稿では可能なかぎり簡略に述べたいと思うが、考察の性格上やむをえず重複して見苦しい点があるうかと考えられるがお許し願いたい。

城後村は上述のごとく、文禄二年（一五九三）から明治三年（一八七〇）まで近世を通じて石盛りを知ることができる。そしてその石盛りは文禄検地において定められた中ノ村の石盛りがそのまま継承されているのである（第V-6表参照）。

しかし文禄検地では本村とともに中ノ村に位付けされていた枝郷の荻原は、慶長一三年（一六〇八）の竹中氏検地では下ノ村に格下げになり、以後、江戸期を通じて下ノ村の石盛りが行なわれている。

ところでこの枝郷の荻原が下ノ村に格下げされた理由は一体何なのか、この点を直接証明する史料は残念ながら現存しない。しかし一応考えられることをあげてみると次の諸点があげられる。その一是本村と枝郷荻原の立地条件の違いである。

すなわち荻原は本村から約七、八百米離れた山中にあり、今日においてすら往来の便は本村に劣ることから考えると、江戸期にあつてはなおさらであつたはずである。第二は延享三年（一七四六）の「城後村明細帳」によつて耕地の土質を見ると、本村は「四分程真土、六分程黒土」、荻原は「惣而黒土」と記されており、荻原の方が本村に比して土質の点でも劣っている点が考えられる。先に引用した「地方凡例錄」の「土地善惡之事」と右の土質記載を比較してみると、本村はほぼ中位、荻原は下位の土質であることがわかる。第三は水利で、荻原は本村の下流であり旱損の場合被害は荻原の方が大であつたと思われる。大分郡植田庄高城村中村は文禄検地・竹中氏検地ともに下ノ村であるが、石盛りは前者が上田一石二斗、後者は上田一石一斗と後者の石盛りの方が低くなっている。これは竹中氏検地の方が在地の実情をよく把握していることを物語るものであろう。それで慶長一三年（一六〇八）の竹中氏検地にさいして荻原の農民から、右のような諸理由のため中ノ村では年貢等諸負担にたえかねる旨の訴えがたぶん行なわれたのであろう。そして検地の結果村位の格下げが行なわれたものであろうと考えられる。

ところでこの場合、荻原の農民は中ノ村時代と下ノ村になつてからでは経済的にどのような相違が生じたであろうか。まず年貢から見ることにしよう。年貢率を仮りに五〇%⁽⁶⁾と仮定して、上田を例にとって中ノ村の場合と下ノ村の場合を考えてみよう。中ノ村上田は石盛り一石三斗で年貢は反当六斗五升となり、下ノ村上田は石盛り一石一斗で年貢は反当五斗五升となる。このため荻原の農民は竹中氏検地の結果、年貢が一斗少なくなったことになる。

ここで土質の優劣をひとまずおいて、仮りに荻原の農民が中ノ村時代でも年貢負担能力を有していたとするならば、下ノ村になつてからは石盛り減少額二斗と、年貢差額一斗の余剰ができることになるのである。それで上質の土地を有しながら低村位に位付けざるはその村の農民は余剰生産をあげうことになり、逆に劣悪な土質の村が高村位に位付けされたならば農民

(第VI-2表) 下ノ村小作入上高

田畠位		反当小作入上高	備考 石盛り
田 方	上	斗, 升 斗, 升 米 8.1~8.3	石・斗 1.1
	中	6.7~6.9	.9
	下	5.2~5.3	.7
畠 方	上	大豆 3.7~3.8	.8
	中	2.8~2.9	.6
	下	1.8~1.9	.4

(第VI-1表) 中ノ村小作入上高

田畠位		反当小作入上高	備考 石盛り
田 方	上	斗, 升 斗, 升 米 9.6~9.8	石・斗 1.3
	中	8.1~8.3	1.1
	下	6.6~6.8	.9
畠 方	上	大豆 4.6~4.7	1.0
	中	3.7~3.8	.8
	下	2.7~2.8	.6
	下々	1.8~1.9	.4

の生活は困難をきわめることになるのである。上述のごとく土質が劣ることから考えて荻原の場合は後者であったと思われるが、このため狭地にあたつて村位がどうなるかということは、農民の生活に大きな影響をおよぼしたはずであり、重大関心事であつたはずである。このことは近世農村のすべてにあてはまることがある。

さらに村位の違いは小作料や田畠の買入れ値段の違いにも影響をおよぼしている。

すなわち第VI-1・2表は寛延四年（一七五一年）の城後村本村（中ノ村）と枝郷荻原（下ノ村）の小作入上高⁽⁷⁾を示したものである。同表によつて両村の上田を比較してみると、本村は小作入上高反当九斗六升（八升）となつてゐるのに對して、荻原は八斗一升（三升）となつており、下ノ村上田の小作入上高は中ノ村中田並と一段低くなつてゐる。このように村位が違えば同じ一反の小作入上高でも歴然と格差をつけているのである。

また同年の田畠質入値段⁽⁸⁾を第VI-3・4表によつて見ると、中ノ村上田一反が銀二四匁（三四匁）であるのにたいして、下ノ村上田一反当り一九匁（二九匁）となつてゐる。この場合も中ノ村中田と下ノ村上田が同額になつてゐる。

以上のごとく村位別石盛り制による村位の違いがそのまま小作料や質入値段の相違となつてゐるが、この格差は村位別石盛り制を堅持し、年貢収奪の基盤を確固ならしめるための処置と見ることができ、高村位の石盛りをされたがゆえにこおむるであろう農民の不利益を緩和するために、当局が考え出した対策であろう。そしてこれは村位別石盛り制と表裏一体をなすものであるといえよう。

以上、村位別石盛り制による中ノ村と下ノ村との間に生じた差違を見てきたが、また同

(第VI-4表) 下ノ村質入値段

田畠位		反当質入値段	備考 石盛り
田 方	上	匁匁 銀 19~29 迄	石・斗 1.1
	中	14~24	.9
	下	14~18	.7
畑 方	上	18~22	.8
	中	14~18	.6
	下	7~11	.4
		15~35 位迄	1.0

(第VI-3表) 中ノ村質入値段

田畠位		反当質入値段	備考 石盛り
田 方	上	匁匁 銀 24~34 迄	石・斗 1.3
	中	19~29	1.1
	下	15~25	.9
畑 方	上	21~25	1.0
	中	18~22	.8
	下	10~14	.6
屋敷畠		15~35 位迄	1.0

時にこの村位別石盛り制は農民の諸課役を永久的に定める基礎にもなっているのである。すなわち、ここに仮りに同じ耕地面積をもつば同条件の甲乙の村があるとしよう。甲村は上ノ村に、乙村は中ノ村に村位づけされたとすれば、当然のことながら石盛りが違うので村高は甲村の方が高くなる。ところが江戸時代にあっては幕領や番ごとに若干の相違があるが、助郷をはじめ諸夫役・諸負担等は高百石単位または高千石単位で課せられている。そしてこれらの諸負担は村高に応じて各村に割り当てられ、さらに農民の特高に応じて各人の負担がきまるのである。この場合村高は次の図式によつてわかるごく農民の生活を左右する結果となつてゐるのである。



以上、江戸期にはいつから村位別石盛りによつて生じた現象について述べてきたが、では太閤検地後期のいわゆる文禄検地の段階になつて村位別石盛り制が採用された理由はどこにあつたのだろうか。この点を少し見ておきたい。

安良城盛昭氏によつてあきらかにされているごとく、太閤検地に対し超越や近江の大森では名主百姓や地主的農民が旧来の特権維持のため、ひそかに内部工作をして抵抗するもの、あるいは天正一五年（一五八七）の佐々成政の指出徵収に対する肥後国人衆の一揆のごとく強力な抵抗を示すものなど、太閤検地はすべて最初からすんなりと行なわれたわけではなかつた。

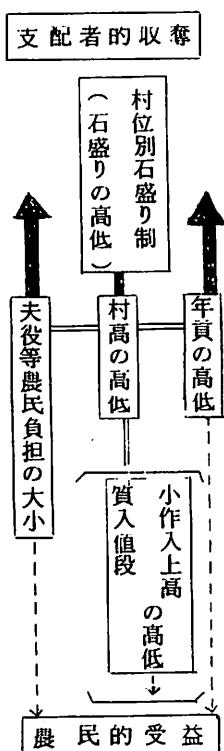
このため天正一八年（一五九〇）の段階になると、東北地方の検地にあたつて浅野長

政に免てた書状に見られる」とく、「略○前百姓以下に至るまで不相届に付てば、一郷一郷も悉なき可仕候○中、山のおく海ハロかいの統迄、可入念専一候○以と、検地態度は厳しいものになつてゐる。しかし同時に他の一面では、「村位別石盛り制の起源」の項で述べたとく、天正一七年（一五八九）の洛中検地では街の繁度によつて石盛りに差をつけたり、翌一八年（一五九〇）の石田三成に免てた「御制札御判錢⁽¹³⁾捉」では村に上・中・下の段階をつけて判錢割当てを行なうなど、合理的に人民感情をやわらげる柔軟な政策も合せ用いてゐる。

そして文禄検地の段階になると従来の单一型の石盛り制の欠点を改め、複数型の村位別石盛り制を採用するに至つたと考えられるのである。

村位別石盛り制は右のような歴史的経過の上に立つての成果であり、一面では俊敏な農民支配の姿勢で検地にのぞみながら、他面では在地の実情を考慮した合理的な石盛り制として農民感情を緩和させ、収奪をはかる土地・人民支配政策であったのである。

この結果、次の図式に示すごとく支配者的収奪と低位村居住農民や小農民の間接的保護による農民的受益が相まって村位別石盛り制が定着するのである。



もつとも小作入上高と質人値段がきまるのは江戸期になつてからであるが、单一型石盛り制を改めたこの支配者の収奪と消極的ながらも農民的受益が一応両立するところに村位別石盛り制の意義があり、近世を通じてこの石盛りの制度が生き続けえた原因があると考えられるのである。

(註)

- ①拙稿「辺地における近世農村の成立」(『大分県地方史』(四九)五〇—五一页)。
- ②渡辺遵夫・佐藤満洋編『豊後國村明細帳』(『豊後國直入郡城後村明細帳』)二七—五一页。
- ③大石慎三郎校訂『地方凡例録』(上)一〇六—一三三頁。
- この「土地善惡之事」は田畠の上中下を見分ける場合のものであるが、村全体を総体的に見る場合も参考にしうる。
- ④安東清一氏所蔵文書(大分市高瀬)。
- ⑤この場合、検地者側が総合的生産性の低さを発見して村位の格下げを行なつたと見るよりも、地元民の願い(訴え)によって格下げをしたと見る方がより自然であろう。
- ⑥宮川滿著『太閤検地譜』(二)三二六・七頁参照。
- ⑦⑧⑨に同じ。
- ⑨児玉幸多著『近世農民生活史』三五—六〇頁。
- ⑩安良城盛昭著『幕藩体制社会の成立と検地』(増補版)一九一—一九八頁。
- ⑪『浅野家文書』安良城氏前掲著二二七一八頁。
- ⑫中部よし子「近世初期の都市検地と町民支配」『歴史学研究』三五八号三三三頁。
- ⑬「本法寺文書」宮川氏前掲著四二二六〇頁。

あとがき

以上、太閤検地のうち、いわゆる文禄検地の段階から見られるようになった村位別石盛り制を検討し、一応、石盛りのし方やその歴史的意義を知ることができた。とはいっても、これですべてこの問題が解決したわけではなく、まだ今後究明しなければならない問題がいくつか残されている。

その二・三を列記すれば、

(1)朝尾直弘氏の「[一百五十歩リ一反の太閤検地]^①」に対する問題であり、(2)太閤検地における村位別石盛り制実施の正確な範囲の確認である。(3)さらにこの(2)と関連するが肥後の加藤清正は太閤子飼いの武将であるにもかかわらず天正一七年(一五八九)の検地における上田一一石三斗、中田一一石二斗、下田一一石一斗、上畑一八斗、中田一七斗、下畑一五斗、屋敷一八斗をその後も堅持している^②し、また「長宗我部地検帳」の文禄期以降成立したものにも村位別石盛り制は認めえないが、その理由があきらかでないことなどである。

このうち(1)の朝尾氏の論文に対する私見は実は本稿の一部として成稿しているが、紙幅の都合で割愛したので、これは近く別稿で発表する予定である。

(2)(3)については史料不足のためここであきらかにしえないか、是非究明しなければならない問題である。後日を期したい。ともあれ、本稿は太閤検地に関する新分野の研究であり、筆者の独断が多いと思われる所以、先学諸氏の御批判、御指導をお願いする次第である。

(註)

①朝尾直弘「二百五十歩リ一反の太閤検地」『日本歴史』(一五三号)一〇四~九頁。

②熊本県立図書館所蔵史料。検地帳閲覧にあたって最大級の便宜を与えられたことに対して深甚の謝意を表したい。

③「長宗我部地検帳」の多くは天正一五〇一九年（一五八七—九一）の間に成立しているが、文禄四年（一五九五）・慶長一〇三年（一五九六—八）に成立したものがある。しかし文禄四年以降成立のものも村位別石盛り制はあきらかにしえない。

〔付記〕

- (1) 本研究をなすにあたって御指導いただいた恩師渡辺澄夫博士に感謝を申しあげる次第である。
- (2) 本研究は昭和四一年度文部省科学研究費交付金（各個研究）（渡辺澄夫博士）による「大分県における近世庶民史料の調査研究」の成果を一部に含むものである。

（大分県立大分工業高校教諭 大分市大石町二丁目二組西）

（完）

〔補遺〕

（註）

本稿脱稿後、小野文雄氏の「埼玉県の歴史」が刊行されたが、氏によると天正一九年（一五九一）の「武藏之内御繩打取扱」は、村を上の橋、中の橋、下の橋に分けて石盛りを行なっていることが述べられている。この検地は本稿で述べた村位別石盛りが始めて見られた文禄検地に先立つものであるが、これは天正一七年（一五八九）の洛中検地や、同一八年（一五九〇）の「御制札御判錢袋」の村位分けなどとともに、村位別石盛り制の萌芽期を形成する一検地として注目されねばならない。

（註）

小野文雄著「埼玉県の歴史」一一四・五頁。